

議 事 録

会議の名称	令和3年度 第3回 富士見市男女共同参画社会確立協議会
開催日時	令和3年10月25日(月) 10:00 ~ 12:00
開催場所	市民福祉活動センターぱれっと 会議室1・2
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・猪俣由美子会長、吉川幸子副会長、 藁谷浩一委員、小林久美子委員、岩田広美委員、奥住幸江委員 川井桂子委員、羽石貴裕委員、河合恵子委員、大澤啓矢委員 武田圭介委員、古寺優一委員 ・黒須さち子専門員
	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局 人権・市民相談課 中嶋課長、豊田主査
欠席者	・なし
会議次第	<p>議 事</p> <p>(1) パートナーシップ制度について</p> <p>(2) その他</p>
資料	<p>(資料1) パートナーシップ制度の比較表(近隣)</p> <p>(資料2) 富士見市パートナーシップ宣誓制度</p>
公開・非公開	公開(傍聴者 3人)

あいさつ

・会長、人権・市民相談課長

議事

(1) パートナーシップ制度について

事務局…資料に基づき、制度を説明。

委員…パートナーシップ制度の目的について、市の姿勢が表れていて良い。

委員…“差別を無くす”という箇所について、“偏見”を加えるとのことだが、“偏見・差別”と並列で表記するということがよいか。

事務局…その表記で考えている。

専門員…“ハラスメント”についての言及は。独立して記述するのか、差別・偏見・ハラスメントと一括りにして表現するのか

委員…“偏見・差別”のところで、“ハラスメント”についても言及したほうが良いのではないか。この制度に法的な効力はないが、“ハラスメント”は法的に禁止されているので、あった方がより良いと考える。

委員…他市の表現も気になる。

事務局…他市ではハラスメントという言葉を使っているところは見られない。これはパートナーシップ制度の手引き(説明書)であり、市民の分かりやすさを第一に考え、分かりやすい言葉として、“差別・偏見”という表現をしている。ご意見をふまえ、検討する。

委員…住所の要件として、転入予定者についての対応について検討中とのことだが、可能な限り対応してほしいと思う。同性カップルの入居の契約について、まだ理解されづらいということはあると思うので、転入予定の人も手続きができれば、より住みやすい市となると思う。

委員…手続きとしては、市民になってからで良いと思う。

委員…転入予定者の正式な転入が済むまで1か月程度の期間を設けているとのことだが、期限が過ぎたらどうなるのか。

事務局…無効となる。予約時や宣誓時に提出期限について説明をする。

事務局…要件について、各市町の考え方がある。不動産業界でも、性的マイノリティへの配慮は国や県からの指導もあり、必ずしも証明書などがなくても契約ができるなど、だいぶ進んできていると聞いている。他市で転入予定者による宣誓申込もあったが、いずれのケースもすでにアパート契約は済んでいたとのことであった。転入の確認は1か月程度の期限を定めると考えている。他市町のほとんどが転入予定者も対象としているが、これから制度を作る市では、対象者に転入予定者は含めないと考えているところもある。様々な意見をもとに検討しまとめていく。

委員…パートナーであることの確認はどのように行うのか。

事務局…宣誓書の裏面に「確認書」があり、申告制となっている。

専門員…法律が整っていない分、できる限りのことをしていけると良い。法律の婚姻届は二人そろっていなくても、また、代理人でも提出ができる。この制度についてもなるべく制約がなくなっていくと良い。

事務局…今後、法制度含め国の動向がどうなるかわからないが、市として制度を運営していく中で、変えたほうがよい点は改善していく。

委員…異性婚の人たちは自分たちの特権に気付いていない。性的マイノリティのカップルについても、異性愛の人たちの制度に近づけていく行政であってほしい。

事務局…1月にパブリックコメントを行う予定。その前の12月に、最終案を提示する。

委員…やったことがないことをやるので、批判もあるかもしれないが、まずやってみるのが良いのでは。

委員…市民や事業者に対して、何か行うのか。

事務局…制度周知用の、市民向け、事業者向け、医療機関向けのチラシを作成し、配布をする。広報にも掲載する。

委員…DV 被害者など、住民票がない人は宣誓ができないのか。単身赴任で一方が住民票を移す場合はどうなるか。

事務局…今のところ、住民登録がある人に限っている。単身赴任で住所を移した場合、返還届を出し、証を返却する必要がある。実態居住で対象としている自治体は近隣ではまだない。そういった事情の当事者から要望が出てくれば、検討をしていく。

事務局…制度利用者を対象とできる行政サービスについては、庁内に調査をすることを考えている。

委員…制度利用者について、行田市や鴻巣市、川島町は公営住宅の申込みも可としているときく。条文の解釈の仕方でも公営住宅申し込みの対象者とすることができるのであれば、検討を進めていただきたい。

委員…パートナーシップ制度利用者の子どもについての学校での対応はどうあるべきか。学校への提出書類への様々な配慮も必要になってくる。

専門員…家族は多様（例：父が2人、母が2人としている家庭などもある）であり、それを特別視しないよう、学校教育を通じて理解を促進していくことが大切である。

委員…ファミリーシップ制度についても、公平な社会へ向けて今後検討してほしい。

委員…二人で来庁して宣誓をする必要があるのか。婚姻届と同様、書類の確認だけで証の発行はできないのか。

事務局…本人確認が重要と考えている。悪用の可能性が低いとしても、そういったことも行政として考える必要がある。

専門員…宣誓書の保存期間が10年間とあるが、10年経過後の再交付申請についてはどう運用するのか。

事務局…10年間とした場合、再度宣誓が必要となる。制度を運用していく中で、保存期間その他についても必要に応じて変更を加えていく。

(2) その他

事務局…次回会議は12月を予定。日時及び場所が決まり次第、通知を送付する。

閉 会